

議 事 録

平成25年第4回定例会

[最終日]

平成25年12月12日(木)

開 議	
議 長	皆様こんにちは。 本日の出席議員は、16人です。 定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。 (14:00)
日程第1	
議 長	日程第1 議案第50号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	お尋ねします。 提案理由の中に、地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日にそれぞれ公布されたことに伴い、今回この条例改正案が出されたわけですが、9月議会に出せなかった理由をお尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 なぜ9月議会にかけなかったかということでございますけれども、1つには、国民健康保険税条例は、それぞれ税の賦課の仕方が各町村によって違います。 筑前町は、本文方式と旧ただし書き方式というのがありまして、旧ただし書き方式でやっているわけですが、この準則がですね、一緒の形で示されるというようなことですね、なかなか中身の精査ができなかったというようなことと、施行が29年の1月からというようなこともございます。 まだ他の町村では3月議会に提案するというようなところもございますので、12月議会に提案させていただいた次第でございます。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第50号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第50号「筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第2	
議 長	日程第2 議案第51号「筑前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	これも先ほどと一緒なんですけど、この条例改正については、来年の1月1日施行となっております。 12月議会で可決されたとしても、町民の皆さんに周知する期間が足りるのかなというふうに思うのですが、遅れた理由をお願いいたします。

議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>12月になった理由というようなことでございますけれども、この改正につきましては、後期高齢者広域連合より、4月18日にメールです、改正の準備をするよ うにというようなことが来ておりまして、その中で、正式に厚生労働省より通知がある 旨が記載してありました。</p> <p>準則的なものですね、はっきりその中で示されてなかったということで、準則待 ちをしていたわけですが、それが来なかったというようなことですね、12 月の議会まで延びてしまったというようなことでございます。以上です。</p>
議 長	河内議員
河内議員	では、町民の皆さんには、どのように周知させるおつもりでしょうか。
議 長	健康課長
健康課長	<p>お答えいたします。</p> <p>住民の皆様に対するお知らせというようなことでございますけれども。</p> <p>これは、お詫び申し上げなければならないと思っておりますが、12月の広報で、 誤って先に広報をしてしまっております。チェックのミスであるとか、打ち合わせの ミスでございますけれども、そういう形で、もうすでにお知らせをしてしまったとい うようなことでございます。申し訳ございませんでした。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第51号「筑前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条 例の制定について」を、採決します。</p> <p>議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。</p> <p>したがって、議案第51号「筑前町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する 条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 議案第52号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制 定について」を、議題とします。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>河内議員</p>
河内議員	反対の立場から討論します。
議 長	反対の立場ですね。
河内議員	<p>はい。</p> <p>提案理由に、社会保障の安定財源の確保等とありますが、消費税を増税する一方、 社会保障が良くなるどころか、年金は減らされるし、介護も医療も悪くなるばかりで す。町民にさらなる負担を強いることになります。</p> <p>よって反対を表明し、討論とします。</p>
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。

	(賛成討論なし)
議長	これで、討論を終わります。 これから、議案第52号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手多数です。 したがって、議案第52号「筑前町農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第4	
議長	日程第4 議案第53号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 河内議員
河内議員	反対の立場から。
議長	反対の立場ですね。はい。
河内議員	議案第52号と同じ理由により、反対を表明し、討論とします。
議長	原案に賛成の方の発言を許します。 (賛成討論なし)
議長	これで、討論を終わります。 これから、議案第53号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手多数です。 したがって、議案第53号「筑前町下水道条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第5	
議長	日程第5 議案第54号「筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	19ページです。 新旧対照表ですが、延滞金の割合で、年14.5%と年7.25%とあります。 議案51号、11ページですが、14.6%、7.3%とあります。 これは、どうして違うのか、お尋ねをいたします。
議長	下水道課長
下水道課長	お答えいたします。 受益者負担金につきましては、都市計画法に、最大の上限を14.5%と定められております。 そういうことで、地方税法の割合を適用できないことから、14.5%としております。 7.25%というのは、地方税の14.6%に対しての7.3、同じ半分の割合にな

	っておりますので、一応それを準用した次第でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	これは7.25になってますけど、7.3じゃなくて。
議 長	下水道課長
下水道課長	地方税法で、一月未満は7.3%となっておりますが、受益者負担金につきましては、先ほど言いました都市計画法で、最大限14.5%という率が示されております。7.3というのが、14.6の半分、50%を適用しておることから、14.5の半分、7.25%としておるものでございます。以上です。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、議案第54号「筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、議案第54号「筑前町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第6	
議 長	日程第6 議案第55号「筑前町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	新旧対照表ですが、水道メーターの口径、13mmから100mmまでありますが、これの割合分かりましたら教えてください。
議 長	水道課長
水道課長	質問の内容で、割合というのは、現在使用されている割合ということですか。 現在で使用されている現状では、加入者が12月時点で3,380件ほどでございます。 詳しい数字はカウントしておりませんが、そのうち一般家庭の需要者がほとんどでございますので、95%以上が20mm以下の加入者になっております。以上でございます。
議 長	他にございませんか。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 河内議員、反対の立場ですね。
河内議員	はい。 先ほどの第52号議案と同じ理由により、反対を表明し、討論とします。
議 長	次に、原案に賛成の発言を許します。 (賛成討論なし)
議 長	これで、討論を終わります。 これから、議案第55号「筑前町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を、採決します。 議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

	(賛成者挙手)
議長	挙手多数です。 したがって、議案第55号「筑前町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。
日程第7	
議長	日程第7 議案第56号「平成25年度筑前町一般会計補正予算(第3号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 一木議員
一木議員	21ページでございます。 3目の農業振興費、19節の負担金補助及び交付金について、でございますけれども。 水田農業担い手機械導入支援事業補助金ということで、5,007千円ということで計上されております。 この内容につきましてでございますけれども、担い手機械導入ということで、どういった機械なのかということと、何団体若しくは何人なのかということで、お尋ねしたいと思います。
議長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 当初、現在25年度がですね、4件のスタートでございます。これは、県単の事業でございます。補助率といたしましては、県が3分の1、町が6分の1、そして、地元と言いますか、その他2分の1という、2分1を折半するというような形でございます。機械の中身は離脱コンバインが3台と乗用管理機1台ということで、計画しておりました。 実は、県のほうで予算の枠があるということで、25年度で追加要望が出されて、本来26年度で第一番目に準備しておりました組織の分をですね、追加要求したものが、今回の補正額でございます。 今回追加要求する機械の中身は、数がちょっと多いんですけれども、トラクター、ウィングハロー、施肥播種機、乗用管理機、田植機ということでございまして、総事業費約1,650万ぐらいを、1つの農業法人が手を上げられて、その内の半分ということを補助という形で、今回補正に上げさせていただいております。以上です。
議長	河内議員
河内議員	議案書の10ページ、県支出金の2節児童福祉費補助金の一番下ですね。安心こども基金1,664千円、上がっております。 この安心こども基金について、内容と、どういったものにこういう基金が配分されるのか、お尋ねをいたします。
議長	こども課長
こども課長	お答えいたします。 今回補正に上げておりますのは、保育士等処遇改善の特例事業でございます。 この分の事業としまして、算定基準が4月1日の児童数と10月1日時点の児童数、この両時点での児童数に基づきまして、補助金が算定されます。 その分の補正を、今回お願いしているものでございます。
議長	河内議員
河内議員	あと他には、この基金を使えるのはないんでしょうか。お尋ねします。
議長	こども課長
こども課長	お答えいたします。

	<p>それ以外の事業としましては、一時預かり事業、子育て支援短期事業、いわゆるショートステイ、トワイライトステイ、もう1つが、子育て支援拠点事業、「あいあい」「たんぼぼ」、そういうものの運営費に補助金が使えます。予算化もしております。以上でございます。</p>
議 長	福本議員
福本議員	<p>町長の冒頭の提案説明の中に、農業振興基金ということで、国営両筑2期事業償還を目的とした積立金ということで、説明があったわけですが。</p> <p>確かに3月の議会で524千円の負担金を納められておるわけです。いくらか煩雑な状況にあるのか分かりませんが、30年に償還するために積立を、毎年か知りませんが、積み立てていくということだろうと思いますけれども。</p> <p>定期的に7億ぐらいの、おそらく基金から負担金を納めてあるのではないかなど、7億は間違いかもしれませんが、私が推定する中では、そのぐらいの負担金も納められておるのではないかと考えております。</p> <p>その点の説明をお聞きしたいと思います。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>私のほうから、代わりまして報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>この6,500万につきましては、両筑2期国営事業、これで町の負担が大体12億弱負担をしなければならないということで、これが、前期分と後期分との負担であるということになっております。</p> <p>前期分につきましては、昨年突如としてこの話が出たわけでございますけれども、25年度に7億近い金を払わなきゃならないというふうなことがございましたものですから、急ぎょ財政計画等も見直しながら、25年度の当初予算に急ぎょ組んだと。</p> <p>残りがまだ4億を超える額がございます。これはもう30年度に払わなきゃならないということが決まっております。そうしたときに、また30年度に4億からのですね、一時的な支払いはちょっと厳しいところがあるであろうということで、毎年これは、農業基金に積み立てていかなきゃならないだろうということですね、できるだけ財源を確保しながら、6,500万を積み立てていこうということで、今、24年度から積み立てをしておるという状況でございます。その分の6,500万でございます。以上でございます。</p>
議 長	福本議員
福本議員	<p>そうしますと、3月、さかのぼってですね、当初の予算の中で負担金という形で52万円ですね、負担金を納めてあると思いますけど、その点はいかがですかね。</p>
議 長	財政課長
財政課長	<p>今回の補正の中に上げておる数字じゃございませんので、後で調べてですね、報告をさせていただきたいと思います。</p>
議 長	矢野議員
矢野議員	<p>19ページをお願いしたいと思います。</p> <p>19ページの児童措置費の保育所運営負担金が33,187千円、大幅増になっております。</p> <p>これについて、各保育所、3保育所の入所者増ということで、説明いただきましたけど。各、この3つの保育所別の、人員の増えた数を具体的に、分かるように説明願いたいと思います。</p>
議 長	こども課長
こども課長	<p>お答えいたします。</p> <p>今回、保育所の運営費を33,187千円、補正した内容について、説明申し上げます。</p>

	<p>なお、今回の運営費の補正につきましては、歳入歳出及び児童数につきましては、美和みどり保育所分は含んでおりません。</p> <p>まず、今年4月1日の入所児童数は343人で、その後11月までの集計で、途中退所した児童数が29人、途中入所した児童数は75人、差し引き46人の増で、389人が11月現在の児童数でございます。</p> <p>46人の保育所ごとの内訳は、なずな保育園8人、篠隈保育所10人、白梅保育園25人、管外保育所3名となっておりますが、これを年齢ごとに分けると、0歳児25人、1・2歳児14人、3歳児2人、4歳児以上5人でございます。</p> <p>入所者の増えた理由としては、新規就労や育児休暇復帰、あるいは転入などが主な理由でございます。</p> <p>保育所に支払う運営費を算定する場合は、国が定めた保育単価を用いるわけですが、定員が少ないほうが単価が高く設定され、また、年齢の低いほうが保育単価が高く設定されています。</p> <p>町内保育所が知事に届けて認可を受けている定員は、なずな保育園120人、篠隈保育所130人、白梅保育園90人で、それぞれ保育単価が異なり、また、勤務する保育士の平均勤続年数等によって、別途保育単価に加算するものもありますが、それらを含め3保育所平均すると、1カ月分の運営費は、0歳児約163,100円、1・2歳児約95,100円、3歳児約44,400円、4歳児以上37,600円となります。</p> <p>この数字をもとに算定した場合、0歳児1人に対して支払う1年間の運営費は約1,958千円、1・2歳児は約1,142千円になります。</p> <p>そういうことから、年度途中に保育単価の高い0歳児の入所が25人増えたこと、次に高い1・2歳児の入所児童数が14人増えたことが、今回補正額が33,000千円ほどになった主な理由でございます。</p> <p>なお、財源につきましては、保育料や国や県からの負担金も増額補正をしておりますので、一般財源は、補正予算資料4ページのとおり、6,262千円増で、負担割合は18.6%になっております。以上でございます。</p>
議長	一木議員
一木議員	<p>ページは25ページでございます。</p> <p>9款の教育費、学校建設費でございます。</p> <p>15節の工事請負費でございますけれども、三輪中のプール塗装工事ということで、13,713千円計上でございます。</p> <p>大規模改修工事というふうに見受けられるわけでございますけれども、当初予算に計上できなかったものなのか。また、そういった計画をすべきでなかったのかなということも考えられます。</p> <p>また、この塗装工事ということでございますけれども、単なる塗装的な工事なのか、漏水防止の工事なのか、その辺りにつきましても、合せて説明を求めたいと思います。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>三輪中学校のプール塗装工事につきましては、設計費を9月補正で計上させていただきまして、その設計に基づきまして、今回12月補正で工事費を計上させていただいているものでございます。</p> <p>9月議会のおりにもですね、説明をしておりましたが、当初というよりも、実施計画には上がっておったものでございますけれども、施工的な時期の問題もございまして、今回上げさせていただいたということでございます。</p> <p>それから、工事の内容につきましては、プールの本体自体はですね、ステンレスで</p>

	<p>できておりますので、そのところは完全に本体部分の塗装の塗り替えでございますが、プールサイドにつきましては、コンクリートの下地ですね、端々が空洞になって浮いている部分がございます。</p> <p>ですから、そういったところの、コンクリート下地のコンクリート工事、そういったものが、モルタルの浮き部分の補修、それからフェンスが錆びて基礎のところ腐れた状況になっておりますので、そういったところのフェンスの取り換え等でございます。</p> <p>あと給排水設備工事で、シャワーのヘッドあるいは配管の改修等を含めまして、行うものでございます。</p> <p>ただ、プールの本体がですね、塗装の本体工事のほうが、大体8割程度の工事費となっております。以上でございます。</p>
議長	一木議員
一木議員	<p>分かりました。</p> <p>プールでの事故防止ということ等も考えていく中で、他の施設では、水を抜く作業の場合に、そういったところに足、体等が吸い込まれて、事故に遭ったとかいうふうなことも、確かでございますけれども、施設の安全的な点検と申しますか、また、施設そのものの、こういった老朽化等での補修工事ということですね。この辺りについての点検等については、学校でなされるのか、定期的に業者の方に委託をされてなされるものなのか。その辺りはどのようになされてあるものか、お尋ねいたします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>基本的にはですね、そういった安全点検につきましては、業者をお願いしております。</p> <p>ただ、三輪中学校のこのプールにつきましては、昭和61年1月に完成したというプールで、経年が経っておるといことでですね、今回塗装がはがれたということで行っておりますけど。先ほど言われました、そういった水の入れ替えとかですね、そういったときの安全につきましては、一応業者のほうでお願いをしておるところでございます。以上です。</p>
議長	木村議員
木村議員	<p>予算書の24ページ、9款1項3目私立幼稚園の就園奨励費補助金とございます。これは、各幼稚園に一定の計算方法で分けてあると思いますが、それぞれ各幼稚園、いくらぐらいの数字になっておりますでしょうか。</p>
議長	教育課長
教育課長	手持ち資料を今確認しておりますので、後で答弁させていただきます。
議長	河内議員
河内議員	<p>議案書の15ページです。</p> <p>20目平和記念館費の11節需用費の消耗品費50万と、結構高い補正が組まれておりますが、内容をお尋ねします。</p>
議長	企画課長
企画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>平和記念館費の消耗品の500千円について、でございます。</p> <p>こちらは、おかげさまで平和記念館、対前年比で2割を超えるお客様がたくさん来館いただいております。</p> <p>その関係で、売店のグッズでありましたり、お土産等々がたくさん例年よりも在庫が減りました。その関係で補充するものでございます。</p> <p>主な品物としましては、Tシャツでありましたりタオル、本、プラモデル、ピンや</p>

	ストラップなどでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	<p>24ページの2目、19節のスクールバス路線延長負担金ということで、これは、山隈方面で大久保地区まで延長ということで説明があったと思いますけれども。</p> <p>どういう事情で延長となったのかということと、これによりまして、山隈方面のバスの登校時の出発時間が早まるということも、当然考えられるんじゃないかと思いません。</p> <p>それとまた、バス停の安全確保ということも、当然あると思いますが、その点についての説明を求めます。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>スクールバスの路線延長につきましては、山隈区長並びに大久保区長から要望書が、教育委員会のほうにですね、町長宛に要望書が提出がなされております。</p> <p>その理由としましては、特に山隈地区につきましては、山隈公民館があります集落と申しますか、その集落の子どもたちは、元々起点が、今現在の起点が、レールバスの山隈駅が起点になっております。</p> <p>山隈公民館の集落の子どもたちは、寿の次の山隈道まで徒歩で歩いて行ってですね、乗っているということで、大体そこが800mから1kmぐらいあるというようなことで、ぜひ公民館の前にですね、バス停をお願いしたいという要望が出ております。</p> <p>それから、大久保につきましては、もう全くですね、大久保の子どもたちは徒歩で行ってございましたけれど、山隈の公民館のほうでバスがスタートするのであればですね、延長して大久保までお願いしたいという、併せての要望が出て来ております。</p> <p>バス停の確保につきましては、地元区長それから朝倉警察署、それからバスを運行します甘木観光バス、三者一緒になりましてですね、特に警察のほうからはですね、交差点から20m以上必ず離れていることとか、そういう細かい指示がございまして、今回、ここだったら警察もOK、それから陸運局もOKというような場所に、今回バス停を設定をいたして、正式には陸運局のほうに申請を出すというようなことになっております。</p> <p>出発時間につきましては、時刻の変更が非常に難しい部分がございますので、時刻につきましては、その分前倒しでスタートしていくというようなこととなりますので、朝の時間帯で、山隈が6時51分、7時20分、7時48分で現在スタートいたしておりますけれども、これよりも少し早めの時間帯に設定されるということになるかと思えます。全体的には扱わないというようなことでございます。以上です。</p>
議 長	梅田議員
梅田議員	<p>出発時間がかなり早い時間帯になるのかなというふうに思いますが、地域の方のご要望等を踏まえてからの対応ということでございますので、皆さんが、子どもも含め保護者も含め納得されているのであれば、結構なことだと思いますが。</p> <p>子どもたちが乗る人数が増えるということになると思いますが、バスには乗車、十分可能ということで理解していいでしょうか。</p>
議 長	教育課長
教育課長	<p>お答えいたします。</p> <p>山隈のほうから出ておりますバスにつきましてはですね、中型バスを運行しております、今のところ山隈のほうのバスについては余裕があるということですので、今回増えても増便にはなりません。</p> <p>三輪それりのほうから出ておりますバスがで小型であったということと、小型でぎゅうぎゅう詰めであったということですのでですね、昨年1便増便させていただいたという</p>

	<p>ことでございます。</p> <p>ですから、山隈のところは、今のところバスの定員としてはですね、まだ大丈夫ということでございます。以上です。</p>
議長	木村議員
木村議員	<p>予算書の23ページでございます。</p> <p>7款5項2目住宅建設費、これは、設計委託料が発生しておりますが、工事が進んでいると思っておりますが、なぜ今さら設計委託料が発生しておるのでしょうか、お尋ねします。</p>
議長	都市計画課長
都市計画課長	<p>お答えいたします。</p> <p>1期工事分については、もう完成をいたしておりますけれども、今、2期工事の分の補正でございまして、1期工事のうちに給配湯器の設備について、消防のほうからですね、改善をお願いしたいということの指示を受けまして、その分について、再度設計をさせておるところでございます。</p>
議長	河内議員
河内議員	<p>22ページです。</p> <p>6目まちづくり交付金事業、これの、730万あるんですが、もうちょっと詳しい説明をお願いいたします。</p>
議長	建設課長
建設課長	<p>お答えいたします。</p> <p>まちづくり交付金事業につきましては、今回の補正で藪内2号線、昭和2号線、若草・安野線の設計工事関係でございまして、1つには、25年の4月付けで、設計労務単価の改定がございまして、多いもので普通作業員が16%程度上がっております。その関係によるものが約300万円。</p> <p>それから、若草・安野線、藪内2号線の用地交渉なり現場説明関係での付帯工事としての要望が出まして、その分が4,300千円、合せて7,300千円でございます。</p>
議長	木村議員
木村議員	<p>これは、内容についてはございません。文言についてでございます。</p> <p>何か所も出てきておりますが、資料のほうに分かりやすいと思うので、資料の6ページですね。一番上に障害の文字が使っておりますが、これは、左側には障がいの表記をひらがなで「がい」という部分を書いてありますが、その横のカッコ書きの中には漢字の「害」という字が使っております。</p> <p>これは、後のほうの予算書の中にも何か所も使っているんですが、障がい者福祉について一生懸命、筑前町も力を入れておると思います。</p> <p>そういった中でですね、一般ではもうひらがなの表記が多くなっておると思うんですが、この辺りはいかがお考えでしょうか。</p>
議長	福祉課長
福祉課長	<p>お答えいたします。</p> <p>障がい者の「がい」のひらがなの表記の取り扱いということで。</p> <p>以前、福祉課を中心として、庁舎、関係課のほうで協議した経緯もございまして、その分で少しご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>障害の「害」の字は、害悪、公害等の否定的な負のイメージが強く、差別感あるいは不快感を感じる方や障がい者団体の方の心理的負担を取り除き、文字から受ける誤った印象を是正するために、害の漢字をできるだけ用いないで、ひらがな表記に改めること。なお、漢字かひらがなかという議論自体が、障がい者施策において、本質的</p>

	<p>なことではなく、無意味あるいは不快に思うといった意見などもございます。</p> <p>表記の変更にとどまることなく、障がい者福祉の本来の取り組みの充実や障害を理由とした差別をなくすなどの、一層の取り組みが必要であると、そういったことで取りまとめた経緯もございます。</p> <p>具体的には、障害という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状況を表す場合には、ひらがなを表記していくと。</p> <p>また、国の法令等につきましては、固有名詞等が多いですので、そのままの表記とする。その他ということもございますけれども、</p> <p>基本的には、今後の方向性としては、新しく資料等を使うものについては、ひらがなを使っていく。その他いろいろございますけれども、今後の検討課題ということで、協議の時点ではそういったことでまとめた経緯もございます。</p> <p>今回、全部統一しきれない部分も、今回ちょっと文言的にございますけれども、基本的には「害」をひらがな表記にしていくという、方向として考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>教育課長</p>
教育課長	<p>先ほどの木村議員の私立幼稚園就園奨励費補助事業に対する質問につきまして、回答させていただきます。</p> <p>議員からの質問につきましては、幼稚園ごとの人数ということで、質問がございましたけど、ちょっと今、手元にございませんで、今、調査中でございますけれども、人数の変更につきまして、報告をさせていただきたいと思っております。</p> <p>基本的に、第1子が、当初204人でしたのが、211人の見込みということで、7名の増。第2子が、142人が158人ということで、16名の増。第3子が、14人が26人ということで、12名の増。認可外が、28人が39人の変更ということで、11名の増ということで、プラス46名の増ということでございます。</p> <p>これにつきましては、途中からの転入とかですね、途中からの入園、そういったことによる増員理由でございます。</p> <p>幼稚園ごとのデータにつきましては、この場でお答えできませんので、後で報告させていただきます。以上です。</p>
議長	木村議員
木村議員	<p>すみません。</p> <p>私がお尋ねしたかったのは、私立幼稚園就園奨励費補助金ですね、これが合算で出てありますね。その部分につきまして、一定の条件で計算されて、各幼稚園に振り分けられてあると思うんですが。その金額についてですね、各幼稚園ごとの金額をお尋ねしたところでございます。よろしくお願ひします。</p>
議長	教育課長
教育課長	<p>お答えさせていただきます。</p> <p>これは、幼稚園に通っている親にですね、就園奨励費として支給するものでございまして、幼稚園に対して支給するものではございませんので、幼稚園ごとの集計はいたしておりません。個人ごとの集計ということで、第1子、第2子、第3子という形で集計しておりますので、ちょっと幼稚園ごとという集計はいたしておりませんので、その分については回答できないということで、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>木村議員、いいですか。</p> <p>それから、福本議員の答弁漏れがございましてけれども、数字的に見つけられないということで、再度質問をお願いします。詳しい質問をお願いします。</p>

	福本議員
福本議員	もう3月ですね、当初予算の中での予算の数字でございますので、議会では結構です。後で、もし説明いただければ、それでいいと思います。
議長	財政課長
財政課長	今、福本議員から、再度内容の質問はございましたけれども、ここに25年度の当初予算を持って来ております。 この中で農林水産業費、一応この項目の中で、523千円という金額を探しますが、私のほうで見当たらない。私の目が間違っておたらいけないということで、隣の税務課長にも探してもらいましたが、そういった数字が出ておらないような状況でございますので、どこのどういったものなのかが分かればですね、調べようもございまして、523千円、数字そのものが分かりませんが、項目名と額が、それと予算書の何ページと言っていた方が助かりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
議長	福本議員
福本議員	すみません。ご迷惑かけまして。 私も持ち帰ってですね、また再度財政課長にお話させていただきたいと思います。 私がひょっとしたら誤解しておったかもしれませんので、そういうことでご了承いただきたいと思います。以上です。
議長	採決がありますからですね。 じゃあ、福本議員としては、了解したということですね。 福本議員
福本議員	その点については、何ら問題ないということです。以上です。
議長	分かりました。 これで、質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第56号「平成25年度筑前町一般会計補正予算(第3号)について」を、採決します。 議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第56号「平成25年度筑前町一般会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第8	
議長	日程第8 議案第57号「平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第57号「平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を、採決します。 議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

	(賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第57号「平成25年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第9	
議長	日程第9 議案第58号「平成25年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第58号「平成25年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」を、採決します。 議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第58号「平成25年度筑前町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第10	
議長	日程第10 議案第59号「平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第59号「平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」を、採決します。 議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第59号「平成25年度筑前町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について」は、原案のとおり可決されました。
日程第11	
議長	日程第11 議案第60号「平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第60号「平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第

	2号) について」を、採決します。 議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第60号「平成25年度筑前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) について」は、原案のとおり可決されました。
日程第12	
議長	日程第12 議案第61号「平成25年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号) について」を、議題とします。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、議案第61号「平成25年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号) について」を、採決します。 議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、議案第61号「平成25年度筑前町水道事業会計補正予算(第2号) について」は、原案のとおり可決されました。
日程第13	
議長	日程第13 発議第9号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律制定を求める意見書」を、議題とします。 本件について、説明を求めます。 河内直子議員
河内議員	筑前町議会定例会議案書等、本日付をお願いいたします。 1ページです。 発議第9号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律制定を求める意見書」 提出者 河内直子、賛成者 田中政浩議員、同じく福本秀昭議員です。 上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び筑前町議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。 提案の理由、容器包装リサイクルは、「廃棄物処理」と位置付けられ、自治体責任とされてリサイクル費用の約85%は自治体が負担しています。このことにより、大量の使い捨て容器が作られ、リサイクル費用の増加やポイ捨ての後始末など、自治体や住民の負担は増すばかりです。リサイクルは製品製造の循環プロセスの一環として、事業者や使用者が責任を持つようにすることが必要です。 よって、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律制定を求めるため、国の関係機関へ意見書を提出する。これが、この議案を提出する理由であります。 次に、2ページです。 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案) 容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する

	<p>る法律)、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。</p> <p>このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が使われているのが実態です。</p> <p>根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ(誘因)が働かず、ごみを減らそうと努力している住民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。</p> <p>今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。</p> <p>よって、筑前町議会は、わが国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律を制定することを強く求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。 2. レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。 3. 2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 以上です。皆様の慎重なご審議、ご採択をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。 これから、「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律制定を求める意見書」を、採決します。 発議第9号は、採択することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員です。 したがって、発議第9号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再利用を促進するための法律制定を求める意見書」は、採択することに決定しました。 したがって、発議第9号は、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出します。</p>
日程第14	
議 長	<p>日程第14 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を、議題とします。 議会運営委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。</p>

	<p>お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
日程第15	
議長	<p>日程第15 「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を、議題とします。 各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元にお配りした「所管事務の調査事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。 お諮りします。 各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。</p>
閉会	
議長	<p>これで、本日の会議は全部終了しました。 田頭町長</p>
町長	<p>閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 12月定例会提案の議案につきましては、慎重審議のうえ、すべて承認、可決いただきました。ありがとうございました。 なお、一般質問につきましては、12名の質問があり、答弁に基づきまして検討してまいります。 さて、平成25年度も余すところ3カ月余となりました。執行機関として、25年度終盤の事務の執行と26年度予算の策定に向け、全職員鋭意取り組んでまいります。 結びに、平成25年最後の定例会にあたり、平成26年もさらに前進する筑前町となるよう、議会、執行機関、お互いの尽力をお願いいたしまして、あいさついたします。お疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>
議長	<p>町長からのあいさつが終わりました。 会議を閉じます。 平成25年第4回、筑前町議会定例会を閉会します。 お疲れ様でございました。ありがとうございました。</p>

(15:12)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを
証するために署名する。

議長 宮原 均

1番 議員 木村博文

2番 議員 山本久矢